

香川県条例第5号

香川県公文書等の管理に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 行政文書の管理

第1節 文書の作成（第4条）

第2節 行政文書の整理等（第5条—第10条）

第3章 歴史公文書等の保存、利用等（第11条—第29条）

第4章 雑則（第30条—第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「行政機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第21条を除き、以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

（1）公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

（2）特定歴史公文書等

（3）香川県立文書館（以下「文書館」という。）等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

3 この条例において「歴史公文書等」とは、次に掲げる文書をいう。

（1）県の機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書

（2）県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書

（3）県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書

（4）県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

（5）前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された公文書その他の文書

4 この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 第8条第1項若しくは第3項又は第30条第2項の規定により行政機関から文書館に移管されたもの
 - (2) 第11条第1項及び第2項の規定により議会の議長（以下「議長」という。）から文書館に移管されたもの
 - (3) 法人その他の団体（県を除く。以下「法人等」という。）又は個人から文書館に寄贈され、又は寄託されたもののうち、公文書に類するものとして知事が指定するもの
- 5 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 行政文書
- (2) 特定歴史公文書等
（法令又は他の条例との関係）

第3条 公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 行政文書の管理

第1節 文書の作成

第4条 行政機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

第2節 行政文書の整理等

（整理）

第5条 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関は、行政文書管理規程（第10条第1項に規定する行政文書の管理に関する規程をいう。以下この条及び第7条において同じ。）で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

- 2 行政機関は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「簿冊」という。）にまとめなければならない。
- 3 前項の場合において、行政機関は、行政文書管理規程で定めるところにより、当該簿冊について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。
- 4 行政機関は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、行政文書管理規程で定めるところにより、延長することができる。
- 5 行政機関は、簿冊（1年未満の保存期間が設定されたものを除く。次条を除き、以下同じ。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当する行政文書がまとめられたものにあつては文書館への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

（保存）

第6条 行政機関は、簿冊について、当該簿冊の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

（簿冊管理簿）

第7条 行政機関は、簿冊の管理を適切に行うため、行政文書管理規程で定めるところにより、簿冊の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項（香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「情報公開条例」という。）第7条に規定する非公開情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「簿冊管理簿」という。）に記載しなければならない。

- 2 行政機関は、簿冊管理簿について、行政文書管理規程で定めるところにより、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(移管又は廃棄)

第8条 行政機関は、保存期間が満了した簿冊について、第5条第5項の規定による定めに基づき、文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 行政機関は、前項の規定により保存期間が満了した簿冊を廃棄しようとするときは、あらかじめ、知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該簿冊にまとめられた行政文書が歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該簿冊を保有する行政機関に対し、当該簿冊を文書館に移管するよう求めることができる。

3 行政機関は、前項後段の規定による求めがあったときは、当該簿冊について当該求めを参酌して第5条第5項の規定による定めを変更し、当該簿冊を文書館に移管することができる。

4 行政機関は、第1項又は前項の規定により文書館に移管する簿冊について、第13条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

第9条 行政機関は、簿冊管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。

2 知事は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(行政文書管理規程)

第10条 行政機関は、行政文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する規程を設けなければならない。

2 前項の規程には、行政文書に関する次に掲げる事項を規定しなければならない。

(1) 作成に関する事項

(2) 整理に関する事項

(3) 保存に関する事項

(4) 簿冊管理簿に関する事項

(5) 移管又は廃棄に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、行政文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項

3 行政機関は、第1項の規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第3章 歴史公文書等の保存、利用等

(議会文書の移管)

第11条 香川県議会情報公開条例(平成12年香川県条例第79号)第2条に規定する公文書(以下「議会文書」という。)について、歴史公文書等に該当するものとして議長から申出があった場合には、知事は、当該議会文書の移管を受けることができる。

2 知事は、前項の規定により移管を受けた議会文書を文書館において管理するものとする。

3 議長は、前2項の規定により文書館に移管する議会文書について、文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付するものとする。

(特定歴史公文書等の保存等)

第12条 知事は、特定歴史公文書等について、第28条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 知事は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 知事は、特定歴史公文書等に個人情報(香川県個人情報保護条例(平成16年香川県条例第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第13条 知事は、前条第4項の目録の記載に従い特定歴史公文書等の利用の請求(以下「利用請求」という。)があったときは、次に掲げる場合を除き、利用請求をしたもの(以下「利用請求者」という。)に対し、当該特定歴史公文書等を利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書等が第8条第1項又は第3項の規定により移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(ア) 情報公開条例第7条第1号ア及びイに掲げる情報

(イ) 公務員等(公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。))並びに独立行政法人等(公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第2条第2項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受ける法人(独立行政法人等であるものを除く。))、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び出資法人(県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人(地方独立行政法人であるものを除く。))のうち当該特定歴史公文書等を移管した行政機関が定める法人をいう。以下同じ。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして当該特定歴史公文書等を移管した行政機関が定める職にある公務員の氏名を除く。))

(ウ) 公益上公にすることが必要である情報として当該特定歴史公文書等を移管した行政機関が定める情報であって、公にしたとしても個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるもの

イ 情報公開条例第7条第2号、第4号ア若しくはオ、第6号又は第7号に掲げる情報

ウ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(2) 当該特定歴史公文書等が第11条第1項及び第2項又は第30条第2項の規定により文書館に移管されたものであって、第11条第3項又は第30条第3項の規定により、利用の制限を行うことが適切である旨の意見を付されている場合

(3) 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

(4) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は文書館において当該原本が現に使用されている場合

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第8条第4項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 知事は、第1項第1号から第3号までに掲げる場合であっても、同項第1号アからウまでに掲げる情報又は同項第2号の制限若しくは同項第3号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。た

だし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第14条 知事は、前条第1項第1号アの規定にかかわらず、同号アに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき同号アに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(利用請求ができるもの)

第15条 利用請求は、次に掲げるものに限り、することができる。ただし、第5号に掲げるものについては、そのものが有する利害関係に係る特定歴史公文書等に限り、利用請求をすることができる。

- (1) 県の区域内に住所を有する個人
- (2) 県の区域内に事務所又は事業所を有する法人等及び個人
- (3) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 県の区域内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県の機関が行う事務又は事業に関し利害関係を有するもの

(利用請求の方法)

第16条 利用請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人等にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項
 - ア 前条第2号に掲げるもの そのものが県内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - イ 前条第3号に掲げる者 その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - ウ 前条第4号に掲げる者 その者が在学する学校の名称及び所在地
 - エ 前条第5号に掲げるもの 県の機関が行う事務又は事業に関しそのものが有する利害関係の内容
 - (3) 第12条第4項の目録に記載された当該利用請求に係る特定歴史公文書等の名称
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 知事は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(利用請求に対する決定等)

第17条 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び特定歴史公文書等の利用に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限)

第18条 前条各項の決定（以下「利用決定等」という。）は、請求書が提出された日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第16条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を請求書が提出された日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間の満了日及び延長の理由を書面により通知しな

ければならない。

(利用決定等の期限の特例)

第19条 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、当該請求書が提出された日から起算して60日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については、相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、知事は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの特定歴史公文書等について利用決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第20条 利用請求に係る特定歴史公文書等に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求者以外の法人等又は個人（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、知事は、利用決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第7条第1号イ、第2号ただし書又は第6号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 知事は、特定歴史公文書等であって第13条第1項第1号ウに該当するものとして第8条第4項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定を行う場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した行政機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 知事は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定を行うときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、当該意見書（第23条第1項第2号及び第24条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(利用の方法)

第21条 知事が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録については別表に掲げる方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあっては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

(費用負担)

第22条 写しの交付により特定歴史公文書等を利用するものは、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び交付に要する費用を負担しなければならない。

(不服申立てがあった場合の諮問等)

第23条 知事は、利用決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、情報公開条例第21条に規定する香川県情報公開審査会（次項及び第3項において「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該不服申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

- 2 審査会は、前項の規定による諮問に応じて審査を行うものとする。
- 3 審査会が前項の審査を行う場合については、情報公開条例第21条第8項から第10項まで及び第22条の規定を準用する。この場合において、情報公開条例第22条第1項中「第18条」とあるのは「香川県公文書等の管理に関する条例（以下「公文書等管理条例」という。）第23条第1項」と、「実施機関」とあるのは「知事」と、「公開決定等に係る行政文書」とあるのは「利用決定等（公文書等管理条例第18条第1項に規定する利用決定等をいう。以下同じ。）に係る特定歴史公文書等（公文書等管理条例第2条第4項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）」と、「行政文書の公開」とあるのは「特定歴史公文書等の利用」と、同条第2項中「前項」とあるのは「公文書等管理条例第23条第3項において読み替えて準用する前項」と、同条第3項中「公開決定等に係る行政文書」とあるのは「利用決定等に係る特定歴史公文書等」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「公文書等管理条例第23条第3項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

（諮問をした旨の通知）

第24条 知事は、前条第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 利用請求者（利用請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る利用決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第25条 第20条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る利用決定等を変更し、当該利用決定等に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

（特定歴史公文書等の任意的な利用）

第26条 知事は、第15条各号に掲げるもの以外のものから、特定歴史公文書等の利用の申出があったときは、これに応ずるように努めるものとする。

2 第22条の規定は、前項の規定により特定歴史公文書等を利用するものについて準用する。

（利用の促進）

第27条 知事は、特定歴史公文書等（第13条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（特定歴史公文書等の廃棄）

第28条 知事は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなつたと認める場合には、規則で定めるところにより、当該文書を廃棄することができる。

（保存及び利用の状況の公表）

第29条 知事は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

第4章 雑則

（刑事訴訟に関する書類等の取扱い）

第30条 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第3項に規定する訴訟に関する書類（以下この条において「刑事訴訟に関する書類」という。）については、第2章の規定は、適用しない。この場合において、行政機関は、刑事訴訟に関する書類のうち歴史公文書等に該当するものの適切な保存のために必要な措置を講じなければならない。

2 行政機関は、刑事訴訟に関する書類が歴史公文書等に該当すると認めるときは、知事と協議し、当該刑事訴訟に関する書類を文書館に移管することができる。

3 行政機関は、前項の規定により文書館に移管する刑事訴訟に関する書類について、文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

4 刑事訴訟法第53条の2第4項に規定する押収物については、この条例の規定は、適用しない。

(研修)

第31条 行政機関は、当該行政機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第33条 第23条第3項において準用する情報公開条例第21条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2章の規定は、この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した文書について適用する。

3 この条例の施行の際現に文書館において保存する歴史公文書等（行政文書であるもの及び法人等又は個人から文書館に寄贈され、又は寄託されたものを除く。）については、特定歴史公文書等とみなす。

4 この条例の施行の前日に作成し、又は取得した行政文書がまとめられた簿冊について、行政機関が定めるところにより、その保存期間が満了し、同日以後に行政機関が文書館に移管した場合は、当該移管された簿冊にまとめられた行政文書は、特定歴史公文書等とみなす。

(特別会計の設置に関する条例の一部改正)

5 特別会計の設置に関する条例（昭和39年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(集中管理特別会計) 第6条 略</p> <p>(1) 略 (2) <u>文書作成等事務</u> (3)～(7) 略</p>	<p>(集中管理特別会計) 第6条 次に掲げる事務を効率的かつ合理的に処理するための集中管理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、集中管理特別会計を設置する。</p> <p>(1) 略 (2) <u>文書浄書事務</u> (3)～(7) 略</p>

(香川県立文書館条例の一部改正)

6 香川県立文書館条例（平成5年香川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(設置)

第1条 香川県公文書等の管理に関する条例(平成25年香川県条例第5号)
第2条第4項に規定する特定歴史公文書等をはじめとする、歴史資料として重要な公文書、古文書その他の記録を収集し、及び保存し、並びに県民の利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行い、もって本県における学術の振興及び文化の向上並びに県政に対する理解の増進及び信頼の向上に資するため、香川県立文書館を高松市に設置する。

(設置)

第1条 歴史資料として重要な公文書、古文書その他の記録を収集し、及び保存し、並びに県民の利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行い、もって本県における学術の振興及び文化の向上に資するため、香川県立文書館を高松市に設置する。

(香川県情報公開条例の一部改正)

7 香川県情報公開条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>香川県公文書等の管理に関する条例(平成25年香川県条例第5号)第2条第4項に規定する特定歴史公文書等</u></p> <p>(3) <u>香川県立文書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)</u></p> <p>2 略</p> <p>第24条 削除</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>(2) <u>香川県立文書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</u></p> <p>2 略</p> <p><u>(行政文書の管理)</u> 第24条 <u>実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。</u></p> <p>2 <u>実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の行政文書の</u></p>

管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとする。

別表（第21条関係）

電磁的記録の種類	利用の方法
1 紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができる電磁的記録	紙その他これに類するものに印字し、若しくは印画したものの閲覧若しくは写しの交付又は規則で定める方法
2 1の項に掲げるもの以外の電磁的記録	視聴その他知事が定める方法